

脱炭素まちづくり地区事業 補助金交付要綱

制 定 令和6年6月7日 脱S第 34 号（局長決裁）

（趣旨）

第1条 この要綱は、脱炭素まちづくり地区事業の補助金の交付に関し必要な事項を定める。

2 補助金の交付については、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月横浜市規則第139号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（用語の定義）

第2条 この要綱における用語の定義は、補助金規則の例による。

（補助事業者等の対象）

第3条 この要綱における補助金の対象となる補助事業者等は、別に定める脱炭素まちづくり地区事業募集要項に基づき選定された事業者とする。なお、次の各号いずれかに該当する場合は補助金の対象としない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）に該当するもの
- (2) 法人にあっては、代表者又は役員のうち暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この項において同じ。）に該当する者があるもの
- (3) 法人格を持たない団体にあっては、代表者が暴力団員に該当するもの
- (4) 個人事業主にあっては、個人事業主が暴力団員に該当するもの
- (5) 公序良俗に反する等のその他市長が適当でないと認めるもの

（補助対象経費、金額）

第4条 市長は、補助事業者等に対し、選定された提案内容の遂行に必要な脱炭素に資する経費を補助するものとする。

2 前項の補助金額は当該年度の予算の範囲内とし、一補助事業者等につき500万円を単年度の上限とする。なお、補助金の交付については、令和6年度から令和8年度までの3か年を対象とする。

3 補助金の対象となる費用は、別表1に定めるものとする。

4 補助金の対象となる経費は、当該年度の交付決定通知書の交付を受けた日から1月末日までに完了する経費に限る。

5 国内消費税及び消費税相当額は補助対象外とする。

(交付申請)

第5条 補助金規則第5条第1項に規定する市長が定める期日は各年度11月末日とする。

2 補助金規則第5条第1項の規定により、補助金の交付を受けようとする者が提出する申請書は、補助金交付申請書（第1号様式）を用いなければならない。

3 前項に基づく申請において、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 補助金収支予算書（第2号様式）
- (2) 位置図
- (3) 見積書等経費の内訳がわかる書類の写し
- (4) 工程表
- (5) その他市長が必要と認める書類

4 補助金規則第5条第3項に規定する市長が申請書に記載すべき事項及び前項に規定する添付書類のうち必要がないと認めるものは、次の各号に定めるものとする。

- (1) 補助事業等の目的及び内容
- (2) 補助事業等の経費の配分及び使用方法、補助事業等の完了の予定期日その他補助事業等の遂行に関する計画
- (3) 補助金の算出の根拠に関する事項
- (4) 事業計画書
- (5) 補助金等の交付の申請時における補助金等の交付を受けようとする者の資産及び負債に関する事項を記載した書類
- (6) 補助事業等の経費のうち補助金等によって賄われる部分以外の部分の負担者、負担額及び負担方法を記載した書類

(交付申請等に関する事務の委任)

第6条 複数の事業者が共同で提案している場合は、代表事業者が補助金に関する手続等を行うものとする。

(交付決定通知)

第7条 補助金規則第8条に規定する決定通知書は、補助金交付決定通知書（第3号様式）とする。

2 補助金規則第6条第3項に規定する補助金等の交付を決定しない旨の決定通知は、補助金不交付決定通知書（第4号様式）により行うものとする。

(交付変更申請)

第8条 前条第1項に規定する補助金交付決定通知書の交付を受けた者がやむを得ない理由により、第5条の申請内容について変更する場合は、補助金交付変更申請書（第5号様式）を提出するものとする。ただし、事務所の所在地又は代表者の変更

等を行ったときは、本市に書面をもって報告するものとする。

- 2 前項の変更申請書には、変更工程表、資金計画書及びその他市長が必要と認める書類を添付しなければならない。
- 3 補助金規則第7条第1項第1号にある市長の定める軽微な変更とは、提案の趣旨を大きく変更することなく、第5条の申請の内容について変更する場合とする。

(交付変更承認通知)

第9条 前条の申請において交付変更の決定通知は、補助金交付変更承認通知書（第6号様式）により行うものとする。

- 2 前条の申請において交付変更を認めない旨の通知は、補助金交付変更不承認通知書（第7号様式）により行うものとする。

(申請取下げ)

第10条 補助金規則第9条第1項に規定する申請の取下げを行う場合若しくは活動を中止又は廃止する場合には、補助金交付取下届出書（第8号様式）を提出するものとする。

- 2 補助金規則第9条第1項に規定する市長が定める期日は、補助金規則第9条第1項に規定する申請の取下げを行う場合には、申請者が交付決定通知書の交付を受けてから14日後の日とする。
- 3 補助金規則第7条第1項第2号に規定する補助事業等を中止し、又は廃止する場
合においては、速やかに提出するものとする。

(着手報告)

第11条 補助事業者等は第7条第1項の通知を受理した後1か月以内に補助事業等に着手し、その着手前に補助事業等着手届出書（第9号様式）を提出するものとする。

(補助金交付の時期等)

第12条 補助金規則第17条の規定により、補助金は補助事業等の完了した後に交付するものとする。

(補助金交付の請求)

第13条 補助金規則第18条第1項に規定する交付請求書は、補助金交付請求書（第10号様式）とする。

(補助事業等の内容確認)

第14条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者等が実施し、又は発注した補助事業等について中間で内容の確認を行うことができる。

- 2 補助事業者等は補助事業等完了後、7日以内に補助事業等完了届出書（第11号様式）を提出するものとする。
- 3 前項の届を受理した後、市長は、必要があると認めるときは、現地において補助事業等の内容確認を行うものとする。

（実績報告）

第15条 補助金規則第14条第1項の規定により補助事業者等が市長への報告に用いる書類は、第3号に掲げる書類を除き次の各号に定める様式を用いなければならない。

- (1) 補助金規則第14条第1項第1号に基づく書類 補助事業等実績報告書（第12号様式）
 - (2) 補助金規則第14条第1項第2号に基づく書類 補助金収支決算書（第13号様式）
 - (3) 補助金規則第14条第1項第6号に基づく書類
 - (4) その他市長が必要と認める書類
- 2 補助事業者等は前項の報告について補助事業等完了後、14日以内に提出するものとする。
 - 3 補助金規則第14条第4項の規定により、市長は、補助事業等が完了したとき、又は補助金等の交付の決定に係る市の会計年度が終了したときにおける補助事業者等の資産及び負債に関する書類又は記載事項のうち必要がないと認めるものについては、報告、添付又は記載を省略させることができる。

（補助金額の確定）

第16条 補助金規則第15条の規定により、交付すべき補助金額を確定し、補助金額確定通知書（第14号様式）により通知するものとする。

（財産の処分の制限）

第17条 補助金規則第25条ただし書に規定する市長が定める期間は、原則、5年間とする。ただし、別途市長が定める場合を除く。

- 2 前項の期間において、補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産（以下、「取得財産等」という。）を、補助金等の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄する場合には、事前に市長に交付決定内容等変更届出書・承認申請書（第15号様式）を提出し、市長の承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更の場合には、変更の内容を届け出るものとし、市長の承認は要しないものとする。
- 3 市長による承認の通知は、交付決定内容等変更承認通知書（第16号様式）により行うものとする。
- 4 市長による承認しない旨の通知は、交付決定内容等変更不承認通知書（第17号様式）により行うものとする。

式)により行うものとする。

- 5 第2項の場合において市長が承認しようとするときは、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付すべきことを命ずることができる。
- 6 補助事業者等は、取得財産等については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、交付金交付の目的に従ってその効率的な運営を図らなければならない。

(補助金交付決定及び補助金額の確定の取り消し並びに補助金の返還)

第18条 市長は次の各号のいずれかに該当する場合は第7条の交付決定又は第16条の補助金額の確定を取り消し、又は既に交付されている補助金の全額若しくは一部の返還を求めることができる。

- (1) 補助事業者等が、補助金を他の用途に使用し、又は補助金の交付決定の内容若しくはこれに付した条件に違反したとき
 - (2) 補助事業者等が、虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき
 - (3) 補助事業者等に適切な運営能力がないと判断したとき
 - (4) 第3条第1項各号のいずれかに該当するとき
- 2 前項に規定する補助金の返還を行う場合は、市長が指定した期限までに、市長が定める方法により返還しなければならない。
- 3 市長による取り消しの通知は、補助金交付決定取消通知書(第18号様式)により行うものとする。

(警察本部への確認)

第19条 市長は、必要に応じ申請者又は第7条の決定を受けた者が、第3条第1項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。

(関係書類の保存期間)

第20条 補助金規則第26条に規定する市長が定める期間は、補助事業等が完了した日から5年とする。

(その他)

第21条 この要綱の実施に関し必要な事項は、脱炭素・GREEN×EXPO推進局長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和6年6月7日から施行する。

別表1 (第4条関係)

区分	具体的な経費例
1 報償費	謝金
2 需用費	消耗品費、印刷製本費等
3 委託料	ホームページやアプリケーションの開発・構築、及びコンサルタント等に係る委託費用
4 使用料及び賃借料	土地・建物・会場・マイク等の借上料やリース契約のリース料等(事業期間内に発生する経費のみ)
5 原材料費	原料と材料の購入経費
6 備品購入費	実施期間や内容を基に必要と認める物品の購入費
7 工事請負費	施設整備費、設置費用等
備考	使用目的が事業の遂行に必要なものと特定できる経費のみを対象とする。その他定めのない経費については、個別に審査するものとする。なお、交際費、慶弔費、懇親会費、直接事業と関連のない視察・研修費・食糧費等、客観的に公益上必要性が高いとはいえない経費については、本補助金の対象外とする。

脱炭素まちづくり地区事業

補助金収支予算書

事業名称 _____

1 収入

項 目	金 額	負担者
脱炭素まちづくり地区 事業補助金		
合 計		

2 支出

項 目	数量	単 価	金 額	負担者
合 計				収入の合計=支出の合計

- (6) 補助事業等が完了したときは補助事業等完了届出書（第11号様式）は7日以内、補助事業等実績報告書（第12号様式）及び補助金収支決算書（第13号様式）は14日以内に横浜市に提出してください。
- (7) 申請者は、法令の定め並びに補助金の交付決定の内容及びこれに付された条件その他横浜市の指示に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業等を行ってください。
- (8) 次のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を求めます。
- ア 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
 - イ 補助金を他の用途で使用したとき。
 - ウ 脱炭素まちづくり地区事業募集要項又は脱炭素まちづくり地区事業補助金交付要綱に違反したとき。
 - エ 法令、条例又は規則に基づく指示に違反したとき。
- (9) (8)の規定は、交付する補助金の額の確定があった後においても適用します。
- (10) 申請者は、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとする場合は、あらかじめ横浜市の承認を受けてください。ただし、申請者が交付を受けた補助金の全部に相当する金額を横浜市に納付した場合、補助金額確定通知書（第14号様式）の交付の日から補助金規則第25条ただし書に規定する市長が定める期間を経過した場合は、この限りではありません。
- (11) (10)のただし書きの後段の期限を経過する前に、施設等の管理を行う主体を変更するときは、あらかじめ横浜市の承認を受けてください。
- (12) 事業者は、脱炭素まちづくり地区事業募集要項の趣旨に沿って、次の事項に留意して補助事業等を実施してください。
- ア 作業には十分な安全対策を行ってください。
 - イ 請負契約を締結するときは、契約不適合責任条項を含めてください。
- (13) 横浜市は事業者に対して、補助事業等の遂行に関する状況を調査し、報告を求めることがあります。

5 備考

脱炭素まちづくり地区事業
補助金不交付決定通知書

脱S第 号
年 月 日

（申請者）

様

横浜市長

年 月 日に申請のありました脱炭素まちづくり地区事業に係る補助金
については、審査の結果、交付しないことと決定しましたので、通知します。

1 事業名称

2 不交付決定理由

脱炭素まちづくり地区事業

補助金交付変更申請書

年 月 日

（申請先）
横浜市長

住 所
申請者 団 体 名
代表者名 職・氏名

年 月 日に交付決定通知を受けた脱炭素まちづくり地区事業に係る補助金について、変更を行いたいので、次のとおり申請します。なお、今回申請する経費については、他の補助金等は受けていません。

1 事業名称

2 申請金額（ 年度 分）

¥ _____ . ____

3 添付書類

- 変更工程表
- その他市長が必要と認める書類

脱炭素まちづくり地区事業
補助金交付変更承認通知書

脱S第 号
年 月 日

（申請者）

様

横浜市長

年 月 日に申請のありました脱炭素まちづくり地区事業に係る補助金
変更については、次のとおり承認することとしましたので、通知します。

1 事業名称

2 承認条件

次の条件を付して承認します。

3 交付条件

脱炭素まちづくり地区事業補助金交付決定通知書における交付条件のとおり

脱炭素まちづくり地区事業
補助金交付変更不承認通知書

脱S第 号
年 月 日

（申請者）

様

横浜市長

年 月 日に申請のありました脱炭素まちづくり地区事業に係る補助金
変更については、審査の結果、認めないこととしましたので、通知します。

1 事業名称

2 不承認理由

脱炭素まちづくり地区事業

補助金交付取下届出書

年 月 日

（申請先）
横浜市長

住 所
申請者 団 体 名
代 表 者 職・氏名

年 月 日に交付決定通知を受けた脱炭素まちづくり地区事業に係る補助金
について、取り下げます。

1 事業名称

2 申請金額

¥ _____

3 申請を取下げる理由

4 添付書類

補助金交付決定通知書の写し

脱炭素まちづくり地区事業

補助事業等着手届出書

年 月 日

（申請先）

横浜市 長

住 所

申請者 団 体 名

代表者名 職・氏名

次のとおり補助事業等に着手しますので、届け出ます。

1 事業名称

2 着手年月日

年 月 日

3 完了予定年月日

年 月 日

脱炭素まちづくり地区事業

補助金交付請求書

年 月 日

（請求先）
横浜市長

住 所
請求者 団 体 名
代表者名 職・氏名 ㊟

脱炭素まちづくり地区事業に係る補助金について、次のとおり請求します。

1 事業名称

2 請求金額

¥ _____ . -

3 振込先

金融機関名	銀行 信用金庫		支店
種 別	普 通 ・ 当 座		
口座番号			
フリガナ			
口座名義人			

4 留意事項

- 請求者と口座名義が異なるときは、委任状を添付してください。
- 請求委任や受領委任を行わない場合は請求書の押印を省略できます。

脱炭素まちづくり地区事業

補助事業等完了届出書

年 月 日

（申請先）

横浜市 長

住 所
申請者 団 体 名
代表者名 職・氏名

次のとおり補助事業等が完了しましたので、報告します。

1 事業名称

2 内容

3 期間

自 _____ 年 _____ 月 _____ 日 至 _____ 年 _____ 月 _____ 日

※横浜市使用欄

年 月 日に実施した検査の結果、所定のとおり補助事業等が完了したことを確認する。

事業名称 _____

検査員 職氏名 ⑩

立会職員 職氏名 ⑩

脱炭素まちづくり地区事業

補助事業等実績報告書

年 月 日

（報告先）
横浜市長

住 所
報告者 団 体 名
代表者名 職・氏名

年 月 日に交付決定の通知を受けた脱炭素まちづくり地区事業に係る補助金の対象事業の実績について、関係書類を添えて次のとおり報告します。

1 事業名称

2 補助金の精算

補助金額	¥	. —
執行額	¥	—
差引残額	¥	—

3 添付書類

補助金収支決算書

領収書等経費の支出を証する書類又はその写し

脱炭素まちづくり地区事業 補助金収支決算書

事業名称 _____

1 収入

項 目	金 額	説明（負担者、負担方法等）
脱炭素まちづくり地区 事業補助金		
合 計		

2 支出

項 目	数量	単 価	金 額	説 明
合 計	/	/		収入の合計＝支出の合計

3 脱炭素まちづくり地区事業補助金交付決定額

_____ 円

脱炭素まちづくり地区事業
補助金額確定通知書

脱S第 号
年 月 日

（申請者）

様

横浜市長

年 月 日に報告を受けました脱炭素まちづくり地区事業に係る補助金
について、次のとおり補助金の額を確定しましたので、通知します。

1 事業名称

2 確定額

¥ _____ . _

脱炭素まちづくり地区事業 交付決定内容等変更届出書・承認申請書

年 月 日

（申請先）
横浜市長

住 所
申請者 団 体 名
代表者名 職・氏名

年 月 日に交付決定通知を受けた脱炭素まちづくり地区事業に係る補助金について、交付決定の内容等に変更があるため、脱炭素まちづくり地区事業補助金交付要綱第17条第2項の規定により（届出・申請）します。

(変更前)	(変更後)

- 1 交付決定の内容等の変更とは、次の事項とします。
 - (1) 脱炭素まちづくり地区事業に示す場所、施設、施設の活用・活動内容
 - (2) 補助事業等実績報告書（第12号様式。添付書類含む。）に示す記載事項
- 2 交付要綱第17条第2項の軽微な変更については、次のとおりとします。
 - (1) 団体の名称及び構成事業者等の代表者の変更
 - (2) その他市長が軽微な変更と認めるもの

脱炭素まちづくり地区事業
交付決定内容等変更承認通知書

脱S第 号
年 月 日

（申請者）

様

横浜市長

年 月 日に申請のありました脱炭素まちづくり地区事業に係る交付決定内容等の変更については、次のとおり承認しましたので、通知します。

1 事業名称

2 備考

脱炭素まちづくり地区事業
交付決定内容等変更不承認通知書

脱S第 号
年 月 日

(申請者)

様

横浜市長

年 月 日に申請のありました脱炭素まちづくり地区事業に係る交付決定内容等の変更については、審査の結果、認めないこととしましたので、通知します。

1 事業名称

2 不承認理由

脱炭素まちづくり地区事業
交付決定取消通知書

脱S第 号
年 月 日

(申請者)

様

横浜市長

年 月 日に申請のありました脱炭素まちづくり地区事業に係る交付決定については、次のとおり補助金交付決定の（全部・一部）を取り消し、既に補助金が交付されている場合は、返還するよう通知いたします。

1 事業名称

2 交付取消理由

3 返還金額

¥ _____ . -

4 返還期日

_____ 年 月 日

5 その他